

各都道府県建築主管部長殿
各指定建築基準適合判定資格者検定機関の長殿
各指定構造計算適合判定資格者検定機関の長殿
各指定確認検査機関の長殿
各指定構造計算適合性判定機関の長殿
各指定認定機関の長殿
各指定性能評価機関の長殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

特殊構造方法等認定申請における参考図書の提出等に係る
建築基準法施行規則等の改正について（通知）

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（以下「機関省令」という。）の一部の改正を行い、特殊構造方法等認定申請において参考図書の提出に係る規定等を追加するとともに、法に基づく指定機関が業務を廃止した場合等に国土交通大臣等に引き継ぐこととなる帳簿等について、当該帳簿等を電子ファイルで作成し、保存したときは、当該電子ファイルにより引き継げば足りることを明確化したところです。

これについて、下記のとおり運用にあたっての留意事項をお知らせしますので、適切なご対応をお願いします。

記

1. 特殊構造方法等認定申請における参考図書の提出等について

「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成27年5月27日国住指第555号、国住街第39号国土交通省住宅局長通知）の「第5 新技術の円滑な導入に向けた仕組み（法第38条、第67条の2、第67条の4及び第68条の26関係）」において、建築基準法第38条の認定対象としては、主に次のものを想定していたところ。

- ① 現時点では一般的な検証方法が未確立であるため、既存の構造方法等との比較検討など検証方法の検討も行いつつ、同等性の評価を個別に行うことにより安全性を検証する必要があるもの
- ② ハード対策としての技術的基準だけでなく、特殊な維持管理などソフト対策が確実に機

能することを前提としているため、一般的な構造方法等として技術的基準に位置付けることが馴染まないもの

このたび、新技術の円滑な導入を一層促進する観点から、施行規則の改正により、特殊構造方法等認定申請において参考図書を提出することができることとし、参考図書を提出した場合の特殊構造方法等認定申請の手数料を新たに定めることとした。以下（１）～（３）にその内容を示し、また、特殊構造方法等認定のより具体的な申請方法・運用方法や、より具体的な想定例を、本通知の別紙として示す。

（１）参考図書の提出について

特殊構造方法等認定の申請者は、施行規則第 10 条の 5 の 23 第 1 項各号に掲げる添付図書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている。

今回の改正により、当該認定を受けようとする構造方法等に係る構造計算書や実験の結果等に加えて、当該認定に係る専門的事項であって国土交通大臣の審査の参考となるべき図書（以下「参考図書」という。）を提出することを可能とした。

（２）参考図書の提出をした場合の手数料について

国土交通大臣が行う特殊構造方法等の認定の申請をしようとする者は、建築基準法第 97 条の 4 第 1 項に基づき、実費を勘案して省令で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。

今般、国土交通大臣が行う特殊構造方法等の認定の申請手数料（現行：212 万円）に関し、申請者が次の（３）に示した要件を備えた参考図書を申請時に提出することにより、国土交通大臣の認定に係る検証のプロセス（有識者を交えた WG の開催等）が省略可能となる場合について、通常の認定と比較して、国土交通省における事務負担が減少することから、この場合の申請手数料を、17 万 3500 円と設定することとした。

また、既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を行う場合に係る申請手数料（現行：57 万円）についても同様に、参考図書を提出した場合は、当該手数料を 4 万 6200 円と設定することとした。

（３）参考図書の要件について

参考図書については、指定性能評価機関その他の第三者機関において、「予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物について、その構造方法又は建築材料が法第 2 章の規定等に適合するものと同等以上の効力がある」ことについて審査を受けて、その「審査の内容・結果について記載した図書」であることが求められる。

なお、第三者機関における検討は、国土交通省や国土技術政策総合研究所等と十分に連携して行うこととする。

2. 指定機関が業務を廃止した場合等に引き継ぐこととなる帳簿等を電子ファイルとすることについて

指定建築基準適合判定資格者検定機関、指定構造計算適合判定資格者検定機関、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、指定認定機関及び指定性能評価機関について、業務を廃止した場合や、指定を取り消された場合等には、業務に関する帳簿等を国土交通大臣等に引き継がなければならないとされているところ、当該帳簿等を電子ファイルにより作成、保存していた場合には、当該電子ファイルを国土交通大臣等に引き継げば足りることを明確化した。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 38 条に基づく特殊構造方法等認定は、現行の建築基準法令が想定していない構造方法等を対象とした認定制度であり、技術的な知見が十分蓄積されていない構造方法等を機動的に建築物へ導入することを可能とするための制度です。

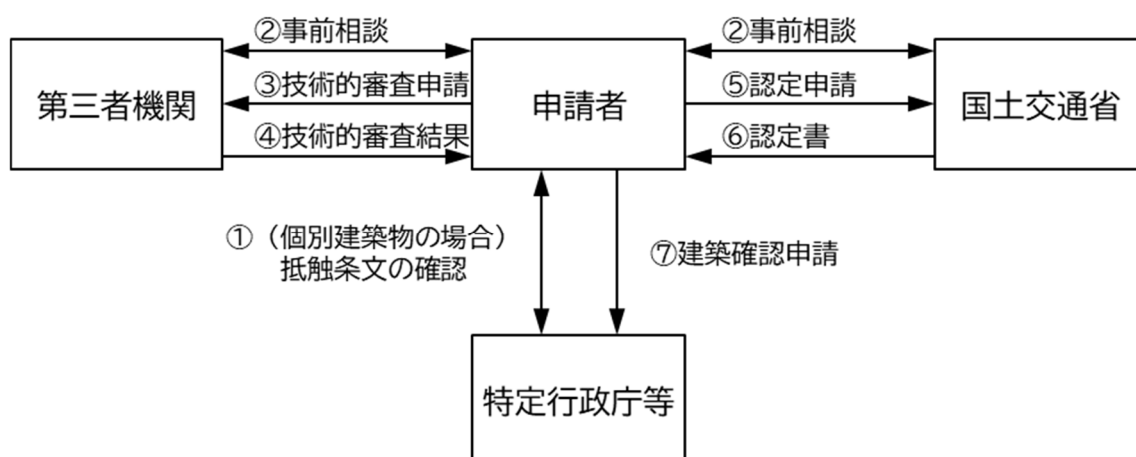
特殊構造方法等認定をより活用しやすくするため、申請の運用について次のとおり定めましたのでお知らせします。

1. 特殊構造方法等認定の対象

- 特殊構造方法等認定は、現行の建築基準法令が想定していない構造方法等を対象とした制度であるため、法第 68 条の 25 に基づく構造方法等の認定の対象となる構造方法等を含めて、現行の建築基準法令において対応できる構造方法等は特殊構造方法等認定の対象とはなりません。

2. 新たな認定手続き

- 特殊構造方法等認定は、事前相談から認定まで国土交通省においてのみ対応してきましたが、指定性能評価機関などの第三者機関における技術的審査を経て、建築基準法施行規則第 10 条の 5 の 23 第 2 項に定める参考図書を作成している場合は、当該図書を用いた認定も行うこととします。具体的な手順については下図のとおりです。



- 上図の②のとおり、特殊構造方法等認定を受けようとする場合は、国土交通省または第三者機関の相談窓口までご連絡ください。（特殊構造方法等認定の技術的審査を実施する第三者機関については、別途国土交通省のホームページで公開します。）
- 事前相談に当たっては、特殊構造方法等認定により適用を除外する規定について、あらかじめ申請者において整理しておいていただくようお願いします。

- 特殊構造方法等の認定を受けるに当たっては、抵触規定の整理、使用する材料に関する情報の提示など建築基準法令に関する理解、使用する材料に関する知見など専門的な知識が必要となります。
- このため、建築関係法令全般に詳しい建築士、設計事務所のほか、構造設計者や材料メーカーとあらかじめ十分な協議・準備を行っていただくようお願いします。
- また、個別の建築物の特殊構造方法等認定を受けようとする場合には、上図①のとおり、特定行政庁等の確認審査を行う機関とも十分に事前協議を行っていただくようお願いします。

3. 参考情報の提供

- 特殊構造方法等認定を活用いただく際の参考となるよう、特殊構造方法等認定の対象として想定されるケースの例示や、技術的な審査を実施する第三者機関の一覧、特殊構造方法等認定を受ける場合の留意点については、国土交通省のホームページに掲載し、随時更新します。

URL : https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

以上